

# 抜粹

衛産第35号

平成9年6月13日

各都道府県・政令市

産業廃棄物主管部（局）長殿

厚生省生活衛生局水道環境部

産業廃棄物対策室



## 廃石膏ボードの処理について

標記については、現在ガラスくず、陶磁器くず又は建設廃材として安定型最終処分場で処分されているところであるが、先般、栃木県の安定型最終処分場の浸出水等から砒素が検出されたため、社団法人石膏ボード工業会において各社の石膏ボード製品の分析を行ったところ、一部の工場で製造された石膏ボードから砒素等が溶出することが判明した（別添1参照）。

これらの石膏ボードの製造又は販売を行う会社においては、販売店在庫の回収等を行うとともに、工場においても製品品質の改善が行われ、平成9年5月以降出荷される製品については問題のないことが確認されているが、平成9年4月以前に出荷された石膏ボードを使用している建築物が解体された場合の処理については、環境庁と協議のうえ、下記のとおり当面の取扱いを定めることとしたので、貴職におかれては、関係者にその旨を通知するとともに、下記に基づき廃石膏ボードが適正に処理されるよう指導の徹底及び処理状況の把握に努められたい。

また、これまで石膏ボードを受け入れている安定型最終処分場についても、環境部局と連携し、別添2に基づき浸出水等の点検を早急に行い、必要に応じた指導等を行うようお願いする。

なお、関係業界に対しては当職からも別添4のとおり通知しているところであるので、参考にされたい。

### 記

#### 1. 対象となる石膏ボード

(1) 砒素等が溶出することが判明したのは次の工場の石膏ボード製品である。

①小名浜吉野石膏（株）いわき工場

昭和48年から平成9年4月に製造されたもの。

②日東石膏ボード（株）八戸工場

平成4年10月から平成9年4月に製造されたもの。

- (2) (1) の石膏ボードの主要な販売地域は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県及び長野県であるので、これらの地域における解体工事に伴い生ずる廃棄物については、特に2の取扱いについて徹底すること。

## 2. 廃石膏ボードの処理の取扱い

### (1) 建築物解体時の取扱い

- ① 石膏ボードが使用されている建築物の解体に際しては、石膏ボードの裏面に印刷されている製造会社名等（別添3参照）により、1の石膏ボードに該当するかどうかを確認し、該当する場合には、これを取り外し管理型最終処分場で処分すること。  
なお、当該建築物の建設当時の記録等により製造会社名等の情報が得られる場合にはこれにより確認しても差し支えないこと。
- ② 1 (1) ①に該当する石膏ボードについては吉野石膏株式会社において、1 (1) ②に該当する石膏ボードについては日東石膏ボード株式会社において、それぞれ一定の条件により引き取りを行う予定であること。
- ③ 産業廃棄物管理票制度の実施については、平成2年5月31日付け当職通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」等により指導してきたところであるが、建築物の解体後の廃棄物の処分を委託する場合には、管理票の備考欄等に石膏ボードの有無を明記するとともに、石膏ボードが含まれている場合にはその製造会社名等を明記すること。

### (2) 建築物の解体に伴う廃棄物の処分時の取扱い

建築物の解体に伴い生じた廃棄物の処分を受託した処分業者等においては、産業廃棄物管理票により、石膏ボードの有無及び石膏ボードの製造会社名等を確認し、1の石膏ボードを含む廃棄物（管理票等により確認できないものを含む）は、安定型最終処分場では処分しないこと。

(別添3)

対象となる石膏ボードの表示

(今回の対象となる石膏ボード製品は、以下の製造会社名及びJISの許可番号により識別できる。)

①小名浜吉野(株)いわき工場

②日東石膏ボード(株)八戸工場

●商品名

タイガーボード

●商品名

アドラせっこうボード

●製造会社名の表示

吉野石膏OY

●製造会社名の表示

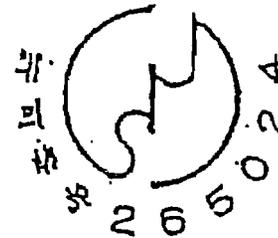
日東石膏ボード株式会社

注：上記の「OY」は小名浜吉野石膏(株)いわき工場で製造されたことを示しており、他の製造会社や工場で製造されたものは、略号が異なる。

●JISマーク及び許可番号



●JISマーク及び許可番号



注：上記の許可番号の277057の他、277058も該当する。

注：上記の許可番号の265024の他、265023も該当する。

●製造年月日(ロット番号)例

LOT NO. 0396241050C  
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓  
月 年 日 時 分 班  
年；西暦年

●製造年月日(ロット番号)例

A 5 5 0 1  
↓ ↓ ↓ ↓  
班 年 月 日  
年；昭和又は平成の年の末字  
(建築物の建設年等で併せて確認する。)  
月；10月、11月、12月はX、Y、Zで表示

【問い合わせ先】

- ①小名浜吉野石膏(株)の製品について；吉野石膏株式会社 営業統括本部 TEL 03-3216-0953
- ②日東石膏ボード(株)の製品について；日東石膏ボード株式会社 物流部 TEL 0178-43-7193

(参考)

## 石膏ボード製造会社等の表示一覧

## 【吉野石膏グループ】

商品名	製造会社・工場名の表示(下線部)	J I S 許可番号
タイガーボード	<u>吉野石膏HY</u> (北海道吉野石膏(株) 恵庭工場)	165005, 165004, 184030~184032
	<u>吉野石膏RA</u> (菱化吉野石膏(株) 秋田工場)	7673
	<u>吉野石膏NY</u> (新潟吉野石膏(株) 新潟工場)	378212~378214
	<u>吉野石膏OY</u> (小笠原吉野石膏(株) いわき工場)	217057, 217058
	<u>吉野石膏YS</u> (吉野石膏(株) 草加工場)	393069
	<u>吉野石膏Y1</u> (吉野石膏(株) 東京工場)	1856, 8519
	<u>吉野石膏YC1</u> (吉野石膏(株) 千葉第1工場)	384006~384008
	<u>吉野石膏YC2</u> (吉野石膏(株) 千葉第2工場)	392082~392085
	<u>吉野石膏YM</u> (吉野石膏(株) 三河工場)	484042~484045
	<u>吉野石膏RT</u> (菱化吉野石膏(株) 高砂工場)	564191, 564192
	<u>吉野石膏NYG</u> (直島吉野石膏(株) 直島工場)	780017~780019, 785017
	<u>吉野石膏YK</u> (吉野石膏(株) 北九州工場)	894026
	<u>吉野石膏ST</u> (新東洋石膏板(株) 松江工場)	666047, 666048
<u>吉野石膏NK</u> (日産建材(株) 富山工場)	468058, 465037	
<u>吉野石膏TK</u> (多木建材(株) 加古川工場)	571140, 581009	

## 【チヨダウーテ株式会社】

商品名	製造会社・工場名の表示(下線部)	J I S 許可番号
チヨダウーテボード	<u>チヨダウーテ株式会社四日市工場</u>	4469, 8599, 479049, 485031, 485032
	<u>チヨダウーテ株式会社千葉工場</u>	393071
	<u>チヨダウーテ株式会社貝塚工場</u>	577164, 579028
	<u>チヨダウーテ株式会社岡山工場</u>	(平成9年稼働, 許可未取得)

## 【アドラ工業グループ】

商品名	製造会社名の表示(下線部)	J I S 許可番号
アドラボード	<u>アドラ工業株式会社(平成7年10月~)</u> (旧: <u>日本石膏ボード株式会社</u> )	391013 368044, 368046, 381051, 384046, 385146
	<u>三東石膏ボード株式会社</u>	165013, 180004, 187027, 187028
	<u>三井東洋西部建材株式会社</u>	664024, 664025, 679070
	<u>日東石膏ボード株式会社</u>	265024, 265023

斜線部: 対象となる石膏ボード製品の製造会社名等及びJ I Sの許可番号

下線部: J I Sの許可番号の取得に関わらず表示されている。